

今後の入会林野政策について

菅野泰治（林野庁経営課組合事業班担当課長補佐）

1. 国の森林・林業政策の動き

平成26年6月に閣議決定された成長戦略及び骨太の方針において、林業の成長産業化の実現に向け、新たな木材需要の創出や国産材の安定的効率的な供給体制の整備などが明記されたところです。これらを踏まえまして、林野庁としましては引き続き川下の対策としまして、公共建築物における木材利用やCLTの普及に取り組むとともに、さらには2020年東京オリンピック・パラリンピックの施設整備に向けまして、木材利用推進のための検討を進めていくということにしております。また、利用期を迎えた森林資源の有効活用を図るため、その安定供給に向け、施業集約化の加速化、地域の実情に応じた路網整備などに取り組んでまいり所存でございます。

2. 入会林野整備の状況

昭和41年に制定されました近代化法に基づく入会林野の整備ですが、直近の入会林野整備状況の調査によれば、平成25年度までに約57万9千ha整備されている状況でございます。昭和49年の5万3千haをピークに徐々に減少しておりまして、昭和62年以降は1万haを下まわっております。平成9年度以降は約1千haから2千haという低位な状況で推移している状況でございます。また、平成25年度に実施しました入会林野の整備意志確認調査によりますと、未着手の入会林が35万7千haあります。入会林野の整備意志ありと回答のあったのは約1万2千haであり、約3%しかないという状況でございます。

入会林野整備の問題点としましては、まず1つ目に権利関係が複雑で整備困難な状況であること、2つ目に入会林野権者の高齢化・不在村化による権利関係の合意形成が困難な状況にあること、3つ目に昨今の林業経営の悪化により経営に対する意欲や興味が低下していることなどが挙げられます。しかし、今後こうした入会林野の整備意志があるまたは可能性がある入会林野の集団に対しましては積極的に整備に向けた指導をして行く必要があります。一方、近年の整備状況を鑑みるに、近代化法による整備のあり方をどのようにしていくべきかということも合わせて考えていく必要性も感じているところでございます。従いまして、本大会の果たす役割も大きく、期待を寄せておりますし、本研究会におかれましては今後我々にご指導ご助言賜われればと思っております次第でございます。